

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

確定申告期限

新型コロナウイルス感染防止のため、令和元年分の所得税等の申告・納付期限は4月16日まで延長されたが、感染拡大状況に鑑み、期限を区切らず4月17日以降も受け付ける。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

4/ 6(月) 仏滅	春の全国交通安全運動
7(火) 大安	世界保健デー
8(水) 赤口	
9(木) 先勝	
10(金) 友引	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(土) 先負	
12(日) 仏滅	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/30(月)	19,085 ▼304	107.98 △0.92
31(火)	18,917 ▼168	108.41 ▼0.43
4/ 1(水)	18,065 ▼852	107.64 △0.77
2(木)	17,819 ▼246	107.28 △0.36
3(金)	17,820 △ 1	108.21 ▼0.93

4月から適用開始される主な税制

◎住宅取得等資金の贈与に係る非課税枠の引下げ…
…直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和2年4月以降に消費税率10%が適用される住宅取得等の契約をした場合の非課税枠は1千万円(省エネ等住宅は1500万円)となります。

◎未婚のひとり親に対する税制措置及び寡婦(夫)控除の見直し…
*未婚のひとり親について、本人の合計所得金額が500万円以下であり、生計を一にする子を有している場合は、寡婦(夫)控除を適用する、*寡婦(夫)控除について、寡婦にも所得制限(合計所得500万円以下)を設けるなどの見直しを行い、令和2年分以後の所得税に適用します。

◎オープンイノベーション促進税制の創設…
国内事業会社が令和2年4月～令和4年3月までの間に、一定のベンチャー企業に対して1億円以上(中小企業者は1千万円以上)を出資して株式を取得した場合、その取得価額の25%が所得控除できます。

◎少額減価償却資産の特例措置の見直し…
中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入できる特例措置の適用対象について、連結法人及び従業員数500人超の法人を除外した上で、適用期限を2年延長します。

◎外国人旅行者向け消費税免税店の販売手続の電子化…
書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が廃止され、電子化されます。ただし、令和3年9月までは書面による手続が可能です。

◎その他…
*大法人の電子申告義務化、*地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充、*国外財産調書制度の見直し、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201513

更に拡充される雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して休業等を行い雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置について、更なる拡充が行われる予定です。

本年4月1日～6月30日までを緊急対応期間として、*生産指標要件を前年同期比「5%以上」減少に緩和する、*助成率を中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合は中小9/10、大企業3/4)に上げる、*雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める、*1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能とする、などの拡充を行うとしています。

運転免許証の更新期限延長措置の対象拡大

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運転免許証の更新期限延長措置の対象が拡大され、免許証の有効期限が本年3月13日～4月30日までの方となりました。これは、有効期限前に運転免許センターや警察署等で延長手続をすることで、期限後でも3ヵ月間は運転が可能になります。

なお、車検についても有効期限が本年2月28日～3月31日までの全ての自動車は、一律4月30日まで期限が延長されています(自賠責保険の締結手続も4月30日まで猶予)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年4月から適用開始となる主な税制

◆令和2年度税制改正による主な改正項目

◎未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

- ・未婚のひとり親について、本人の合計所得金額が500万円以下であり、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有している場合は、寡婦（夫）控除を適用する。
- ・寡婦（夫）控除について、*扶養親族を有する寡婦にも所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける、*子を有する寡夫の控除額を所得税35万円、個人住民税30万円に引上げる、*住民票に事実婚である旨の記載（「夫（未届）」「妻（未届）」）がある者を対象外とする。
- ・令和2年分以後の所得税（個人住民税は令和3年度分以後）について適用する。

◎所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の対応（現所有者の申告の制度化）

- ・土地又は家屋について、登記簿上の所有者が死亡しており相続登記がされていない場合、市町村長は現に所有している者（相続人等）に対して、条例で定めるところにより、氏名、住所など固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる。
- ・令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

◎オープンイノベーションの促進に係る税制の創設

国内事業会社が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、創業10年未満・未上場の一定のベンチャー企業に対して1億円以上（中小企業者は1,000万円以上、外国法人への払込みについては5億円以上）を出資して株式を取得した場合には、特別勘定として経理した金額を限度として、その株式の取得価額の25%相当額を所得控除できる措置を創設する。

◎交際費等の損金不算入制度の延長・見直し

交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人について、資本金等が100億円を超える法人を除外する。

◎少額減価償却資産に係る損金算入の特例の延長・見直し

中小企業者等における少額減価償却資産の損金算入特例の適用期限を2年延長するとともに、対象法人について、連結法人を除外、常時使用する従業員数の要件を500人以下に引下げる。

◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・見直し

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を5年延長するとともに、税額控除割合を6割に引上げ、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図る。

◎国外財産調書制度の見直し

- ・国外財産調書について、納税者が国税庁等の職員から指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には、申告漏れに対する加算税を10%加重する等の見直しを行う。
- ・令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後の相続等について適用する。

◆以前の税制改正による主な改正項目

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額引下げ

直系尊属から住宅の新築・取得、増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和2年4月以後の住宅の契約に係る非課税限度額は下表のとおりとなる。

契約の締結期間	消費税率10%が適用される場合	左記以外の場合※1
平成31年4月～令和2年3月	2,500万円（3,000万円※2）	700万円（1,200万円※2）
令和2年4月～令和3年3月	1,000万円（1,500万円※2）	500万円（1,000万円※2）
令和3年4月～令和3年12月	700万円（1,200万円※2）	300万円（800万円※2）

※1 消費税率8%で住宅を取得等した場合、個人間売買により中古住宅を取得した場合など。

※2 一定の耐震性能、省エネ性能又はバリアフリー性能を満たす「質の高い住宅」の場合。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

- ・書面により行われていた購入記録票の作成等の手続を廃止し、免税販売手続を電子化する。
- ・令和2年4月1日以後に行う免税販売について適用する。ただし、令和3年9月30日までは従来の書面による免税販売手続を引き続き適用できる。

◎大法人の電子申告義務化

- ・一定の法人（資本金等が1億円を超える法人など）は、法人税・地方法人税、消費税・地方消費税、法人住民税、法人事業税の申告について、電子申告（e-Tax、eLTAX）が義務付けられる。
- ・令和2年4月1日以後に開始する事業年度（又は課税期間）について適用する。